資 料 6

保健所の健康危機対処計画について

滋賀県健康医療福祉部令和6年3月7日(木)

保健所の健康危機対処計画策定の目的

感染症危機の際の円滑な業務遂行に必要な事項

- ・迅速に有事に対応すること
- ・必要な人員を確保すること
- ・保健所間の業務の統一化やICT化を図ること
- ・地域関係者と平時から顔の見える関係性を構築すること



上記の項目と各保健所における地域の特性や実情を踏まえて、保健所ごとに計画を策定

県型保健所での健康危機対処計画策定の進め方

- →プロジェクトチーム会議(PT会議)にて対処計画 素案を作成
 - 対処計画策定にあたり、以下の点は保健所ごとではなく、 本庁にて整理・対応が必要。
 - ◇応援体制の調整(人事課とのすり合わせ)
 - ◇一元化・外部委託ができる事務の検討
 - ・ 保健所間での対応方法や事務処理方法を統一することで、 業務の効率化・円滑化をめざす。



本庁と保健所職員で構成されるPT会議にて計画素案を作成。 作成した計画素案を基に各保健所が計画を作成する。

県型保健所での健康危機対処計画策定の進め方

> 現在の進捗状況

・これまでに3回PT会議を開催し、本庁・保健所が連携の上、計画素案を作成。

<これまでのPT会議の協議内容>

第1回	R5. 7. 26	策定の経緯・目的・位置付けについて →保健所対処計画の目的とPTの設置について了承。 健康危機対処計画策定の進め方について →実効性の高い計画とするためPTで素案を作成することに決定。
第2回	R5. 9. 8	健康危機対処計画に記載する業務内容の確認 →コロナ時の業務についてのアンケートを実施し、記載する内容を整理。 BCPの発動要件およびその内容 →BCP発動の判断基準、対応業務、継続業務の統一することに決定。 応援体制要請の要件について →人員確保計画の内容を協議。 業務の一元化、効率化について →一元化・外部委託を行う事務を整理。
第3回	R5. 11. 28	健康危機対処計画素案について →素案の内容を協議・確認。 マニュアルの整備について(ワーキンググループ設置の提案) →円滑に業務を行うため、県統一の業務マニュアル作成すること決定。

・ 今後は、各保健所において、計画原案を作成し、地域の関係者・関係機関と 内容の協議を行う。

健康危機対処計画 記載事項一覧

総論 健康危機対処計画の策定意義 平時における準備

- 1 保健所の組織体制
 - (1) 所内体制
 - (2) 職員の安全管理・健康管理
 - (3) 施設基盤・物資の確保
- 2 新興感染症発生時の保健所業務
 - (1) 相談
 - (2) 地域の医療・検査体制整備
 - (3) 積極的疫学調査
 - (4) 健康観察・生活支援
 - (5) 患者および検体の移送・搬送・運搬
 - (6) 入院・入所調整
 - (7) 水際対策
- 3 保健所の人員体制
 - (1) 業務量および人員数の想定
 - (2) 人員および受援体制
- 4 人材確保と育成
 - (1) 人材の確保
 - (2) 育成について
- 5 関係機関等との連携
 - (1) 本庁
 - (2) 保健所間
 - (3) 衛生科学センター
 - (4) 市町
 - (5) 医療機関・薬局・訪問看護事務所等
 - (6) その他
- 6 情報管理・リスクコミュニケーション
 - (1) 情報管理
 - (2) リスクコミュニケーション

感染状況に応じた取組、体制

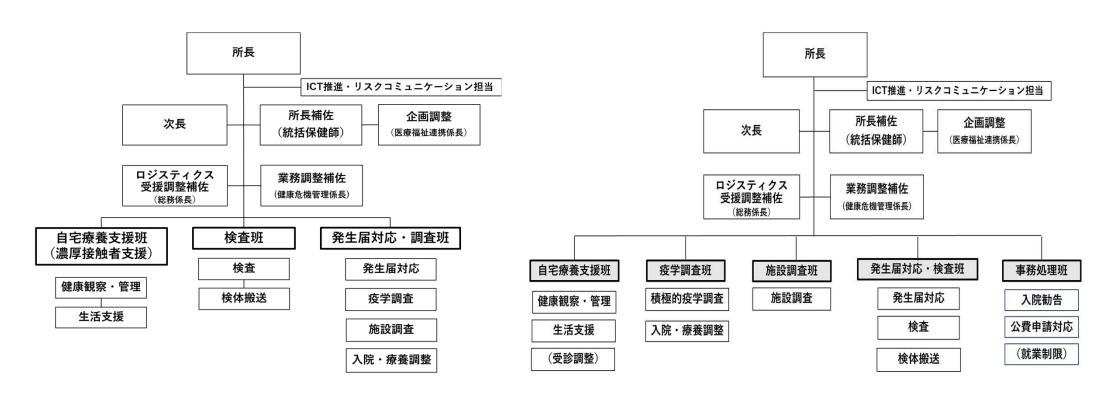
- 1. 海外や国内で新たな感染症等が発生したとき(発生の公表前)
 - (1)組織体制
 - 1) 所内体制 2) 受援体制 3) 職員の安全管理・健康管理
 - 4)施設基盤・物資の確保
 - (2)業務体制
 - 1)相談 2)検査・発熱外来 3)積極的疫学調査
 - 4)健康観察・生活支援 5)移送 6)入院・入所調整 7)その他
 - (3)関係機関等との連携
 - (4)情報管理・リスクコミュニケーション
 - 1)連絡・連携体制の確認 2)電磁的方法による届け出の推進と質の担保
 - 3)情報の発信
- 2. 流行初期(目安:発生の公表から1か月まで)
 - (1)組織体制
 - 1) 所内体制 2) 受援体制 3) 職員の安全管理・健康管理
 - 4) 施設基盤・物資の確保
 - (2)業務体制
 - 1)相談 2)検査・発熱外来 3)積極的疫学調査
 - 4)健康観察・生活支援 5)移送 6)入院・入所調整 7)水際対策
 - (3) 関係機関等との連携
 - (4)情報管理・リスクコミュニケーション
 - 1)情報整理と共有 2)電磁的方法による届け出の推進と質の担保
 - 3) 感染症の発生状況および動向に係る情報の管理 4) 情報の発信
 - 5) 感染者に対する情報提供
- 3. 流行初期から流行初期以降にかけて(目安:公表1か月以降)
 - (1)組織体制
 - 1) 所内体制 2) 受援体制 3) 職員の安全管理・健康管理
 - 4) 施設基盤・物資の確保
 - (2)業務体制
 - 1)相談 2)検査・発熱外来 3)積極的疫学調査
 - 4)健康観察・生活支援 5)移送 6)入院・入所調整 7)水際対策
 - (3) 関係機関等との連携
 - (4)情報管理・リスクコミュニケーション
 - 1)情報整理と共有 2)電磁的方法による届け出の推進と質の担保
 - 3) 感染症の発生状況および動向に係る情報の管理 4) 情報の発信
 - 5) 感染者に対する情報提供
- 4. 感染が収まった時期(公表期間終了)
 - (1)組織体制
 - 1) 所内体制 2) 受援体制 3) 職員の安全管理・健康管理
 - 4)施設基盤・物資の確保
 - (2)業務体制
 - (3)関係機関等との連携
 - (4)情報管理・リスクコミュニケーション
- 1)情報管理およびリスクコミュニケーションの分析と検証 2)情報の発信 ※断りがなければ、本対処計画において「流行初期」は大臣公表後から3か月以内、「流行初期以降」 は大臣公表後4か月以降または感染拡大期を指す。

ポイント①保健所の組織体制に関する事項

- > 所長・次長・統括保健師で全体調整
- ➤ ICT推進・リスクコミュニケーション担当を設置

流行初期

流行初期以降



ポイント①保健所の組織体制に関する事項

役職および分担業務名	業務内容				
保健所長	・意思決定、全体指揮 ・本庁や保健所、関係機関との連携				
保健所次長	・所内・地域調整 ・本庁との情報共有・調整 ・本庁、市町、IHEATからの受援調整 ・広報(メディア向け対応含む)調整 ・職員の安全衛生、健康管理、労務管理				
所長補佐(統括保健師) ※企画調整担当(医療福祉連携 係長)を兼ねる	・所長補佐業務 ・地域対策の企画調整 ・圏域における関係機関調整 ・所内業務調整				
ICT推進・リスクコミュニケー ション担当	・所内業務のICT化の推進 ・ホームページ等での発信強化 ・関係機関とのICT化による情報連携の推進				

ポイント②保健所の人員体制

> 最大感染者数を基準に人員確保計画

段階 (フェーズ)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
対応状況	①BCP発動 ②応援要請	③応援要請			
要請 タイミング	他係の応援が3日以 上継続	全県での発生者が 1日100件以上	全県での発生者が 1日250件以上	全県での発生者が 1日500件以上	
最大応援人数に対す る派遣割合	20% (40人)	40% (80人)	70% (140人)	100% (200人)	
各保健所への 配置人数	圏域における業務発生状況により、 <u>適宜配分</u>				

➤ 保健所本務150人(継続すべき業務に従事する人員含む) 応援職員最大200人

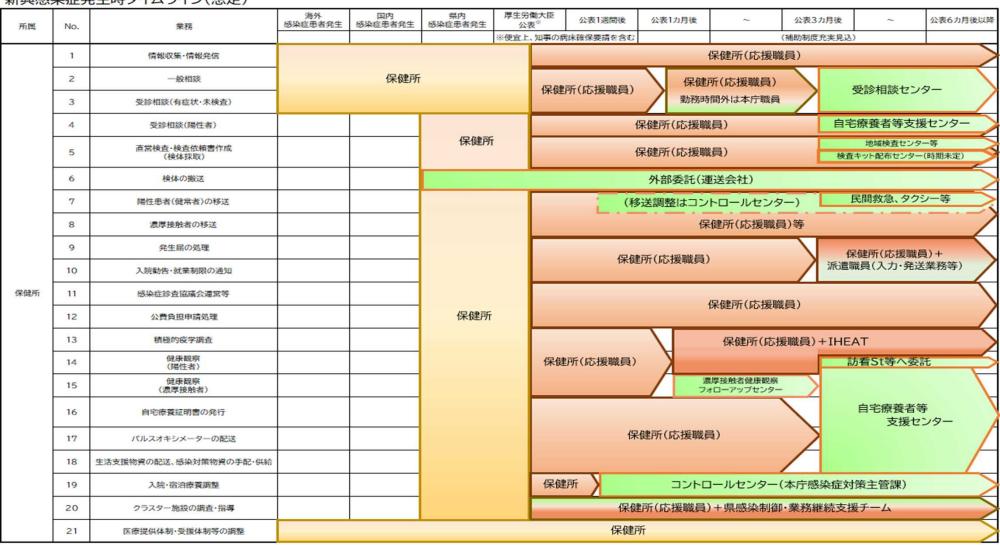
		草津 保健所	甲賀 保健所	東近江 保健所	彦根 保健所	長浜 保健所	高島 保健所	計
保健所本務	感染症対応 人員	16	10	14	17	12	7	76
	BCP人員	12	12	14	14	12	10	74
応援職員		80	24	42	26	22	6	200

[※]各保健所の応援職員数についてはコロナ第6波における発生数を参考に按分

ポイント③業務分担とタイムライン

- > 有事の業務の整理
- > 一元化・外部委託の業務や時期の整理

新興感染症発生時タイムライン(想定)



ポイント④ 人材育成

- (1)感染症対策に係る実践能力と知識の向上
 - ①保健所職員の資質向上
 - ➤ 保健所は、自ら研修・訓練を実施する。
 - 県・国・関係機関が主催する研修へ参加する。
 - ②関係機関との連携した訓練
 - ▶ 健康危機状態を想定した感染症実務業務の研修内容を 含めた実地訓練を本庁と共同し実施する。
 - ③地域関係機関への研修
 - 地域の関係機関(市町・医療機関・社会福祉施設等)への研修を実施する。
- (2)保健所組織としてのデジタル技術の強化
 - ➤ ICT化への対応のため、本庁(DX推進課)が主催する研修に参加。